

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより機船船びき網漁業	1	定めなし	三浦市南下浦町松輪剣埼突端正南線から川崎市地先に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域（共第 2 号共同漁業権の漁場の区域のうち共第 1 号共同漁業権の漁場の区域と重複する	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ共第 1 号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 （1）網（袖網を含む）の全長 29メートル以下 （2）袖網の長さ 10メートル以下 （3）網口の幅 12メートル以下 （4）網口の高さ又は袖網口の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和 4 年 8 月 3 日から同年 9 月 2 日まで	令和 4 年 10 月 28 日から令和 8 年 6 月 25 日まで

			区域を除く。)を除く。					
さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	同上	同上	横須賀市久里浜に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	令和4年 10月23 日から令 和8年6 月25日 まで
さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	横須賀市長井地先亀城灯標正西線から中郡大磯町地先に至る神奈川県海面。ただし、共第10号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	鎌倉市腰越に漁業根拠地を有し、かつ共第10号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	令和4年 9月10 日から令 和8年6 月25日 まで